

第4章 やさしさと思いやりのある健やかな暮らしを支えます

4-1 健康を尊重する町づくり

1 医療

【現況と課題】

産業構造や社会状況の急速な変化にともない、人々の健康を肉体的にも精神的にもむしばむ要因が多くなっています。こうした中で、住民に、必要なときに身近なところで質の高い医療サービスを安定的かつ効果的に受けられるようにすることが重要な課題です。

今後、「いつでも、どこでも、誰でも」が安心して適切な医療を受けられるようにするためには、基幹病院の充実とともに、地域医療機関との連携を推進することがますます重要になります。

救急医療については、初期救急医療体制として、医師会及び歯科医師会による在宅当番医制が実施されており、地域住民の間に浸透し定着しています。二次救急医療体制としては、館林厚生病院を中心に対応しています。しかし、発生件数・搬送患者の増加や地理的条件により地域外病院に搬送されるケースも多くあり、受け入れ施設の拡充が望まれます。

医療需要は、今後の高齢化の進展にともないますます増大し、質的にも多様化・高度化していくものと考えられます。住民の生活をふまえた医療機関の整備を進めるとともに、医療機関相互の機能分担・連携を積極的に進め、保健・福祉とのさらなる連携を図り、ネットワーク化による地域医療体制を確立していく必要があります。

表 医療施設の状況 (2005年度現在)

区分	邑楽町		館林保健福祉事務所管内		群馬県	
	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対
病院数	1	3.6	8	4.3	144	7.1
診療所数	17	61.5	104	55.4	1,477	72.7
歯科診療所数	10	36.2	77	41.0	890	43.8

(資料：生活環境課 保健指導室)

【基本方針】

- 総合的な医療サービスが提供できるよう、健康の保持・増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る包括的な地域医療体制の確立に努めます。
- 体系的な救急医療体制の整備充実を図ります。

【施策の方向性】

1 地域医療体制の確立

(1) 医療施設の整備

◇医療施設の整備を進めます。

(2) 医療機関相互の連携

◇病院や診療所などの医療機関相互の機能分担を明確化し、密接な連携を推進することで、医療の効率向上に努めます。

(3) 「かかりつけ医」の推進

◇「かかりつけ医」による一次医療を推進します。

(4) 在宅医療の推進

◇介護保険制度*による事業を通じて、在宅医療・看護・リハビリなどを推進します。

2 緊急医療の充実

(1) 救急医療知識の普及

◇救急患者発生時の対応方法、救急医療、当番医制度などに関する救急知識の普及に努めます。

(2) 当番医制の充実

◇関係機関の協力のもと、医療機関相互の連携を図り「当番医制」の充実を推進します。

(3) 救急医療体制の充実

◇館林厚生病院をはじめとする救急指定病院と協力病院の受け入れ体制の整備・充実を図ります。

◇効率的な搬送を維持するため、県内外病院との相互協力を推進します。

(4) 救急搬送体制の円滑化

◇救急搬送を円滑化する観点から、道路網の充実などの都市基盤整備を推進します。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
地域医療体制の確立	医療施設の整備	町・医療機関	○医療施設の整備
	医療機関相互の連携	町・医療機関	○医療機関の機能分担の明確化と連携推進
	「かかりつけ医」の推進	町・医療機関	○「かかりつけ医」による一次医療の推進
	在宅医療の推進	町・医療機関等	○介護保険制度を通じた在宅医療等の推進
緊急医療の充実	救急医療知識の普及	町・医療機関	○救急知識の普及活動の推進
	当番医制の充実	町・医療機関	○「当番医制」の充実
	救急医療体制の充実	町・医療機関	○救急指定病院と協力病院の受け入れ体制の整備・充実
		町・医療機関	○県内外病院との相互協力の推進
救急搬送体制の円滑化	県・町等	○救急搬送を円滑化する都市基盤の整備推進	

2 健康づくり

【現況と課題】

社会構造の複雑化や生活様式の変化は、新たな健康阻害要因を生じさせ、身体面・精神面に関する様々な疾病が顕在化してきています。

本町においては、住民の健康づくりや健康管理のため、母子保健、生活習慣病予防、精神保健、感染症予防などの各分野にわたり、健康診査、健康相談、健康教育、予防接種などの保健サービスを実施しています。その結果、健康意識の高揚が図られ、健康水準が徐々に向上しています。

また、核家族化や女性の職場進出が増加するなかで、働きながらの妊娠・育児が増加しています。保健サービスにおいては、少子化対策とともに、こうした人たちを支援する「母子保健」も重要課題になります。

こうした中、2006年（平成18年）には、保健事業推進の中心的施設である保健センターが完成予定です。この施設を拠点に、全ての住民が健やかで心豊かに生活できる町づくりをめざして、施設や体制の整備を進めていくことが必要です。

一方で、健康意識の高まりにともなう健康づくりの一環として、体力づくり活動に力を入れることも課題です。

表 検診・相談・学級一覧

名 称		対 象	内 容	
母 子 保 健	妊婦健診	妊婦	妊婦健診3回分（委託健診）	
	両親学級	妊婦と夫	妊娠中の過ごし方 出産・育児に関すること等について学習	
	4か月児健診	該当月で満4か月になる乳児	身体測定・診察・保育・ 離乳食に関する相談・予防接種予診表	
	8か月児健診	該当前月で満8か月になった乳児	身体測定・診察・保育・絵本の読み聞かせ・ 離乳食に関する相談・歯磨き指導	
	離乳食相談（前期・後期）	1歳までの乳児	身体測定・離乳食指導・生活指導	
	1歳6か月児健診	該当前月で満1歳6か月になった幼児	身体測定・内科診察・歯科診察・ 生活指導・歯磨き指導・フッ素塗布	
	2歳児歯科健診	該当前月で満2歳になった幼児	身体測定・歯科診察・生活指導・ 歯磨き指導・フッ素塗布	
	2歳6か月児歯科相談	該当前月で満2歳6か月になった幼児	歯科相談・歯磨き指導・フッ素塗布	
	3歳児健診	該当前月で満3歳になった幼児	身体測定・内科診察・歯科診察・尿検査・ 目と耳の検査・生活指導・歯磨き指導・フッ素塗布	
	幼児心理相談	幼児（予約制）	発達相談・生活指導	
幼児歯磨き教室	保育園児・幼稚園児	講話・歯磨き指導		
訪問指導	妊婦・新生児・乳幼児	生活指導・育児不安の解消		
成 人 保 健	健 康 診 査	基本健診	20歳以上	身体測定・検尿・血圧測定・血液検査・診察・ 心電図・眼底検査・前立腺検査
		胃がん検診	40歳以上	胃のバリウム検査
		大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査（2日法）
		結核検診	40歳以上	胸部のレントゲン検査
		肺がん検診	40歳以上	胸部のレントゲン検査
		子宮がん検診	20歳以上	子宮頸部の細胞診
		乳がん検診	40歳以上	視触診・マンモグラフィ検査
		前立腺がん検診	50歳以上	血液による検査
	骨密度検査	40歳以上	骨密度の検査	
	健 康	健康相談	希望者	心身の健康状態について
精神保健相談		希望者	こころの相談	
健康教育	希望者	健診結果説明会・各種病態別教室・個別健康教育・ 健康講習会教室修了者の会		
訪問指導	健診結果要指導者	健診結果に何らかの異常のある人		

表 出生率・死亡率の推移

単位：(%)

区 分	2000年 (平成12年)	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)	2004年 (平成16年)
出生率(人口1,000人対)	7.9	8.0	8.3	7.7	7.9
死亡率(人口1,000人対)	6.7	7.6	7.6	8.1	7.4
乳児死亡率(出生1,000人対)	0.0	0.0	4.4	0.0	4.6
新生児死亡率(出生1,000人対)	0.0	0.0	4.4	0.0	0.0

(資料：生活環境課 保健指導室)

【基本方針】

- 住民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、自らが進んで健康づくりに取り組んでいけるよう、生涯にわたる健康づくりを推進します。
- 住民が健康に関心をもち、日常生活に根ざした健康づくり運動を推進します。

【施策の方向性】

1 健康意識の普及・啓発

- ◇健康意識の普及・啓発を図るため、2006年(平成18年)完成予定の保健センターを拠点に、健康教室などを開催します。
- ◇広報誌やホームページなどを活用して情報提供、普及・啓発活動を推進します。

2 母子保健の充実

(1) 正しい育児の支援

- ◇妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と母性及び父性の意識の育成を図るため、両親学級などを開催します。
- ◇孤独な育児がなくなるように、相談の実施、親と親・子どもと子ども相互の交流の場の提供などを推進します。

(2) 母子健康診査の体制整備

- ◇各期乳幼児健診の受診率の向上、健診内容や事後指導體制の充実など、母子健康診査の体制整備に努めます。

(3) 保健推進員活動の充実

- ◇行政と住民のパイプ役としての保健推進員の活動を支援し活発化させます。
- ◇自主的な活動を重視する一方で、推進員相互の連携を強化するため、研修会などの機会を提供します。

3 健康チェック体制の強化

(1) 生活習慣病対策

- ◇生活習慣病の予防のため、適切な生活習慣を啓発・指導します。
- ◇疾病の早期発見・早期治療や受診率の向上のため、住民が受診しやすいような健診体制を整備します。

(2) がん対策

- ◇死亡原因の上位となっている「がん対策」のため、健康教育・検診の充実などを推進します。

(3) 健康的な生活への支援

- ◇健康的な生活への支援のため、健康ウォーキングを推進します。
- ◇広報などによる健康情報の提供や、健康づくりに関する総合的な相談窓口を整備します。

4 自主サークルの育成・支援

(1) 健康教育修了者への支援

- ◇各種の健康教育や個別健康教育の修了者・食生活改善推進員などを対象に、自主的なサークルづくりの機会を提供し、その活動を支援します。

(2) 両親学級修了者への支援

- ◇両親学級の修了者などについて、親と子の自主サークルづくりを推進します。

5 感染症予防対策

- ◇各種の感染症について、情報提供や発生予防のための教育・啓発活動を推進します。
- ◇各種予防接種の個別接種化を推進し、疾病の発生やまん延の防止に努めます。

6 精神保健体制の充実

- ◇ストレス社会にあって精神面での健康管理が重要となっていることをふまえて、精神保健の相談体制の充実や訪問による課題把握などを推進します。

7 健康増進活動の充実

- ◇健康づくりの基本要素である栄養・休養・運動を総合的に進めるため、2006年（平成18年）に完成予定の保健センターを中心として健康診査、生活指導・運動指導などを実施します。
- ◇邑楽町民憲章の一つに掲げられている「町民総参加のスポーツ振興の町」として、日常生活に根ざした健康づくり運動の普及を図ります。
- ◇住民一人ひとりが身近なところで体を動かせるような環境づくりを促進します。
- ◇事業の推進に必要な人材の確保を図ります。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
健康意識の普及・啓発		町	○健康教室等の開催
		町	○広報誌・ホームページ等を活用した普及啓発
母子保健の 充実	正しい育児の 支援	町	○両親学級の開催
		町	○育児相談や交流の場の提供
	母子健康診査の 体制整備	町	○乳幼児健診の受診呼びかけ
		町	○健診内容や事後指導体制の充実
	保健推進員活動 の充実	町	○保健推進員の研修機会の充実
健康チェック 体制の強化	生活習慣病対策	町	○生活指導の充実
		町	○健診体制の充実
	がん対策	町	○がん検診の充実
	健康的な生活 への支援	町	○健康情報の提供
		町	○相談窓口の開設
自主サークル の育成・支援	健康教育修了者 への支援	町	○教室修了者等のサークルづくりの機会提供と支援
	両親学級修了者 への支援	町	○親と子のサークルづくりの機会提供と支援
感染症予防対策		町	○感染症発症予防教育・啓発の推進
		町	○予防接種の個別化の推進
精神保健体制の充実		町	○精神保健の相談体制の充実
		町	○訪問による課題把握の推進
健康増進活動の充実		町	○保健センターによる各種の健康増進事業の実施
		町	○人材の確保
		町	○健康・体力づくりの普及・啓発
		町	○身近な健康づくりの環境整備

4-2 すべての人にやさしい町づくり

1 地域福祉

【現況と課題】

今日の社会福祉は、ノーマライゼーション（＝健常者と同じように生活を送ることのできる社会づくり）の考え方にに基づき、従来の施設収容などを中心とした福祉から、地域社会のなかで健常者とともに生活するための福祉サービスの充実や、生きがいなどを重視した福祉でなければなりません。

少子・高齢化の進行にともない、福祉サービスを必要とする人が増加し、そのニーズも多様化しているため、住民参加のもとに関係機関・福祉団体・NPO（＝非営利団体）・ボランティアなどとの協働により福祉を推進することが必要です。

本町の地域福祉活動は、現在、社会福祉協議会を中心に、民生委員*・児童委員*・社会福祉団体・ボランティアなどによっておこなわれています。今後はさらに、地域社会の連帯意識を高め、ふれあいのある地域づくりを進め、きめ細かな福祉サービスに住民の多くが参加できる体制づくりを積極的に推進する必要があります。

表 ボランティア団体一覧（社会福祉協議会登録団体） 単位：(団体,人)

団体名	構成員数	活動内容
邑楽町ボランティアグループ	621	社会福祉事業への協力、福祉バザー、一円玉募金
邑楽町手話サークルすずらん	28	手話通訳
邑楽町音声訳すみれの会	21	朗読
邑楽町点訳の会てんてんむし	17	点訳
邑楽町食生活改善推進協議会	26	施設での活動、行事・イベントへの協力
こぶの会	29	国際交流・難民支援

(資料：福祉課)

【基本方針】

- 地域福祉活動を推進する上でのサービスの体系化と条件整備をおこない、地域の連帯や社会福祉に対する理解と意識の高揚を図ります。
- 地域福祉に関わるNPOやボランティア活動の育成に努めます。

【施策の方向性】

1 福祉思想の普及・啓発

- ◇社会福祉に対する理解と意識の高揚を図るため、「社会福祉協力校フォローアップ（小・中学校）」の指定をおこない、福祉教育の充実を図ります。
- ◇福祉思想の普及・啓発のため、研修会・講座などを開催します。
- ◇広報誌「私たちの福祉」をはじめとする福祉関連出版物の充実を図ります。

2 民生委員・児童委員活動の充実

- ◇民生委員・児童委員の協議会活動を推進・充実します。
- ◇民生委員・児童委員と関係機関との連携を密接にします。
- ◇各種の研修会を開催するなど、民生委員・児童委員活動の充実に努めます。

3 社会福祉協議会の充実

(1) 事務局体制の充実

- ◇福祉専任の職員の増員を図ります。
- ◇職員の資質向上に努め、事務局体制の充実を図ります。

(2) 福祉基金の充実

- ◇福祉基金の充実をはじめ、共同募金配分金の確保、民間財源の拡大などを図り、財源の安定に努めます。

4 NPO・ボランティア活動の育成

- ◇住民が自主的に福祉活動に参加できるよう、ボランティア意識の啓発に努めます。
- ◇福祉団体や民生委員・児童委員などの連携・協力のもと、専門技術ボランティアの発掘や、地域ボランティアグループの育成を図ります。

5 助け合い運動の推進

- ◇社会福祉協議会と関係機関・団体などとの連携を密接にします。
- ◇助け合いの精神を住民に呼びかけ、各種募金活動を推進します。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
福祉思想の普及・啓発		町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会	○「社会福祉協力校フォローアップ」の指定と福祉教育の充実 ○福祉関連の研修会・講座等の開催 ○広報誌「私たちの福祉」等の充実
民生委員・児童委員活動の充実		町 町 町	○民生委員・児童委員協議会活動の推進・充実 ○民生委員・児童委員協議会と関係機関との連携充実 ○各種研修の充実
社会福祉協議会の充実	事務局体制の充実	社会福祉協議会	○福祉活動専門員の増員
	福祉基金の充実	社会福祉協議会	○福祉基金の充実
NPO・ボランティア活動の育成		社会福祉協議会 社会福祉協議会	○専門技術ボランティアの発掘 ○地域ボランティアグループの育成
助け合い運動の推進		町・社会福祉協議会	○各種募金活動の推進

2 高齢者福祉

【現況と課題】

本町における高齢者の人口（65歳以上の人口）は、2005年（平成17年）9月末現在5,159人で、総人口の18.8%を占めています。これは、2000年（平成12年）の4,130人（15.0%）に比べ、1,029人の増加（高齢化率は3.8%の増加）を示しており、今後も増加が予測される状況にあります。

こうした高齢化の進展にともない、援護を必要とする高齢者は増加してきており、適切な対応が求められています。核家族化の進行や家族意識の変化により、高齢者を取り巻く環境はさらに厳しさを増している面があります。

本町では、2003年（平成15年）3月に策定した「第2期邑楽町高齢者保健福祉計画」に基づき、「老人保健福祉サービス」「介護予防対策の推進」などの様々な分野で保健福祉医療サービスの充実に努めています。今後は、これらの一層の充実を図るとともに、高齢者の生きがい対策や交通の安全性・利便性の向上、公共施設の改善整備、住宅居室の確保と改造など、高齢者に優しい町づくりが課題となります。

表 高齢化の推移と予測

単位：(人,%)

区 分	【実績】				【予測】	
	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
65歳以上人口	2,880	3,500	4,130	5,159	6,200	7,200
総人口	26,380	27,421	27,512	27,372	28,000	29,000
高齢化率	10.9	12.8	15.0	18.8	22.1	24.8

(注)平成17年以降の65歳以上人口は推計値

(資料：国勢調査)

【基本方針】

□高齢者の保健・医療の充実、在宅福祉サービスの充実、生きがい対策の充実、拠点施設の整備など、総合的な高齢者福祉に取り組みます。

【施策の方向性】

1 在宅保健福祉サービスの充実強化

- ◇介護保険事業の要介護認定* において、自立と認定されても地域のなかで安心して生活を送る事ができるよう、従来からおこなわれているホームヘルプサービス* やデイサービス* などを提供するとともに、要介護状態予防のための事業の充実強化を図ります。
- ◇適切なサービスを提供できるよう、人材の確保や保健・福祉・医療の各種サービスの調整など、総合的な推進体制の強化を図ります。

2 生きがい対策の推進

- ◇老人クラブ* への加入促進を図り、活動の主体性・自立性を高め、自主運営に努めます。
- ◇高齢者の余暇利用として、ボランティア活動を支援し、地域社会への参加と他団体や世代間との交流を促進します。
- ◇高齢者の豊かな経験と能力を就業活動に活かし、活力ある地域社会をつくることを目的とした「高齢者活力センター」の充実を図ります。

◇「ふれあいサロン^{*}」の充実を図ります。

3 健康づくりの推進

◇健康に対する意識の高揚を図り、健康づくり地域組織の育成と地域保健活動の促進に努めます。

4 施設整備の推進

◇多様なニーズに対応するため、既存施設の整備充実を図るとともに、きめ細かいサービスが提供できるよう「地域包括支援センター^{*}」や地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護・小規模特別養護老人ホームなど）の拠点の整備を図ります。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
在宅保健福祉サービスの充実強化	町・社会福祉法人等 町・社会福祉法人等 町・社会福祉法人等 町 町・社会福祉法人等 町・社会福祉法人等 町 町 町・社会福祉法人等	○ホームヘルプ事業の充実強化 ○デイサービス事業の充実強化 ○ショートステイ事業の充実強化 ○日常生活用具の給付・貸与の推進 ○給食サービス、移動入浴サービスの充実強化 ○訪問看護・介護指導の充実 ○ひとり暮らし高齢者宅の訪問活動の推進 ○高齢者サービス調整チーム等の連携強化 ○相談窓口の一元化
生きがい対策の推進	町 町 町 町・社会福祉協議会	○老人クラブ活動の充実、若年者の加入促進 ○ボランティア活動への参加促進 ○高齢者活力センターの充実強化 ○ふれあいサロンの充実
健康づくりの推進	町 町	○スポーツ、レクリエーション等による体力づくりの推進 ○健康診断受診率の向上
施設整備の推進	町 町 町・社会福祉法人等 町・社会福祉法人等	○福祉センターの整備充実 ○地域包括支援センターの設置 ○小規模多機能型居宅介護の整備 ○小規模特別養護老人ホームの整備

3 障害者福祉

【現況と課題】

本町では、1995年（平成7年）3月に邑楽町障害者福祉計画を策定し、心身に障害を持つ人が地域社会において障害を持たない人と同じような生活を営み、社会活動に参加できるよう、健全者と同じように生活を送ることのできる社会づくり（＝ノーマライゼーション）の理念の普及と実現に努めてきました。そして、障害者の文化的な生活を守るため、各種手当の充実、リハビリテーションや職業のあっせんなど障害者の自立のための支援をおこなってきました。

2004年度（平成16年度）の身体障害者手帳の所持者は696人、療育手帳の所持者（児）数は112人となっており、障害者の高齢化が目立っています。

そうした中、2005年（平成17年）10月、障害者福祉サービスの受給にあたって、障害者の自立支援に重点を置き、実費負担・定率負担を求める「障害者自立支援法」が成立し、2006年（平成18年）4月から施行されることとなりました。

これにより、障害者福祉をめぐる環境変化が予想されますが、今後、さらに障害者が家庭や地域で安心して暮らせる住みよい町づくりを目指し、生活環境の改善・医療制度の充実・福祉サービスの体系的実施・啓発活動などを総合的に実施していくことが課題となります。

表 障害者手帳所持者の推移

単位：(人)

区 分	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)
身体障害者手帳所持者数	749	685	696
療育手帳所持者数	102	106	112
精神保健福祉手帳所持者数	40	50	65

(資料：福祉課)

【基本方針】

- 新たな邑楽町障害者福祉計画の策定とともに、その計画に基づいた様々な施策を推進します。
- 障害者が、地域社会のなかで安心して自立した生活が送れるよう、住民や関係機関と連携してきめ細かい総合的な施策を推進します。

【施策の方向性】

1 保健・医療の充実

(1) 発生予防・早期発見・早期治療の充実

- ◇先天的な障害発生を予防するため、出生以前から母体の健康について正しい知識の普及に努めます。
- ◇母子健康診断・生活習慣病予防健康診断、指導体制の充実に努めます。
- ◇保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、予防から治療、リハビリテーションにいたる継続性ある体制の充実に努めます。

(2) 障害者医療の充実

- ◇重度心身障害者（児）などへの医療費助成の充実を図ります。
- ◇保健師、理学療法士といった専門職員を配置し、障害者が在宅サービスを自由に選択・利用できるよう、保健福祉医療体制の整備を図ります。

2 福祉サービスの充実

(1) 生活安定のための支援

- ◇年金・手当て・貸付金制度・割引制度周知、対象者の把握、貸与制度の充実などを図り、経済的負担の軽減に努めます。
- ◇心的障害者向けに、社会復帰のための施設や環境の確保、個々のケースに応じた相談など窓口機能の充実を図ります。

(2) 在宅サービスの充実

- ◇ホームヘルパーの増員、生活サポート（＝障害者一時介護）事業の充実、デイサービスセンターの充実、移動入浴・施設入浴の充実を図ります。
- ◇生活利便性の向上を図るため、日常生活用具や補装具の交付・修理、障害者世帯への給食サービスなどの在宅施策を推進します。

3 広報活動の推進とボランティア活動の支援

- ◇広報誌・案内パンフレットなどにより各種の普及事業を推進します。
- ◇町と社会福祉協議会との連携により、ボランティア体験の機会の提供、各種団体の育成と活動支援を推進します。

4 社会参加の促進

(1) 雇用の拡大と就労の促進

- ◇雇用の困難な障害者の自立を促すため、作業内容・処遇内容を研究し、福祉作業所の充実を図ります。
- ◇職親探しなどの障害者雇用の促進に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進

- ◇障害者向けのスポーツ教室・大会の充実や大会への選手派遣を推進し、健康増進と自立の促進に努めます。
- ◇潜在的な能力開発につながる文化活動の支援に努めます。

(3) 教育の充実

- ◇障害者への理解を促進するため、福祉教育を推進します。
- ◇障害児との相互交流による思いやりの心を育む教育に努めます。
- ◇教育相談・就学指導の充実を図ります。

5 社会環境の整備

(1) 生活環境の整備

- ◇住みやすい町づくりのため、障害者が利用しやすいよう、道路環境、住宅環境、公共施設などの整備を図ります。
- ◇朗読サービスや手話通訳のボランティア育成に努めます。

(2) 移動・交通手段の改善

- ◇自動車改造費などの補助、ガイドヘルプ事業* などの充実を図ります。

(3) 防災体制の整備

- ◇緊急通報電話などの給付と貸与を実施するとともに、防災思想の普及啓発を図ります。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
保健・医療 の充実	発症予防・早期 発見・早期治療の 充実	町 町 町	○母体の健康に関する知識の普及 ○母子健康診断・生活習慣病健康診断の充実 ○保健・医療・福祉の連携
	障害者医療の 充実	町 町	○保健師、理学療法士等の専門職の確保 ○重度心身障害者（児）等の医療費助成の充実
	生活安定のため の支援	町	○年金・手当・各種制度の周知、対象者の把握、 貸与制度の充実
福祉サービ スの充実	在宅サービスの 充実	町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会	○ホームヘルパーの増員、生活サポート事業の 充実、デイサービスセンターの充実 ○日常生活用具や補装具の交付・修理、給食サ ービスの実施
	広報活動の推進とボランティア 活動の支援	町 町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会	○広報誌や「福祉制度のあんない」等による広 報・啓発 ○ボランティア体験の機会の提供 ○ボランティアの育成と活動支援
社会参加の 促進	雇用の拡大と 就労の促進	町 町・商工会	○福祉作業所の充実 ○雇用拡大のため企業との連携強化
	スポーツ・レクリ エーション・文化 活動の促進	町 町	○スポーツ教室・大会の充実、選手派遣 ○文化活動の支援
	教育の充実	町 町 町	○福祉教育の推進 ○障害児との相互交流 ○教育相談・就学指導の充実
社会環境の 整備	生活環境の整備	町・県等 社会福祉協議会	○道路環境・住宅環境・公共施設等の整備 ○朗読や手話通訳ボランティアの育成
	移動・交通手段の 改善	県	○自動車改造費等補助、ガイドヘルプ事業等の 充実
	防災体制の整備	町 町	○緊急通報電話等の給付・貸与 ○防災啓発、予防体制の確立

4 児童福祉

【現況と課題】

我が国では、2004年（平成16年）の合計特殊出生率*が1.29まで下がるなど、少子化が急速に進展しています。このような中、本町においても、女性の社会進出、世帯規模の縮小や核家族化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきています。これらの環境変化は、子どものからだ、親子関係、友人関係などの様々な面で影響を及ぼしており、それにともなって保育ニーズが多様化しています。

現在、町内には保育園が4園（町立3、私立1）あり、2005年度（平成17年度）の総園児数は384人となっています。出生率は年々低下していますが、その反面低年齢児の入所は増加傾向にあります。また、児童館が4館あり、子どもたちに健全な遊びを通して、健康の増進や情操を豊かに育むための場所を提供しています。

今後は、安心して子どもを生み育てることができるような環境を整え、多様化している保育ニーズに適切に対応できる体制を、家庭だけではなく地域ぐるみで築いていく必要があります。児童の健全育成の推進や乳幼児期の健康管理を図るため、医療・福祉制度との連携も必要となります。

表 保育園の年齢別就園状況（公立保育園 3、民間保育園 1） 単位：(人,%)

区 分	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)
定員数	360	360	360	360	360
入園児童数	305	332	348	374	384
0歳児	9	14	4	11	18
1歳児	34	41	36	45	45
2歳児	47	55	61	68	64
3歳児	67	79	78	81	98
4歳児	72	73	90	76	84
5歳児	76	70	79	93	75
利用率	84.7	92.2	96.7	103.9	106.7

(注)平成13年度～平成16年度は邑楽町次世代育成支援行動計画より

(資料：福祉課)

【基本方針】

- 保育内容の充実と、遊び場や児童館の充実などの育成環境の整備を推進します。
- 家庭と地域の連携を重視して児童の健全育成に努めます。

【施策の方向性】

1 保育内容などの充実

- ◇保育に欠けるすべての子どもに集団保育の場を保障するため、延長保育・0歳児保育・一時的保育・障害児保育・学童保育などの多様なニーズに対応できるよう努めます。
- ◇地域の保育園として、子育ての支援と遊び場としての機会を提供し、交流の場を広げ、開かれた保育園づくりに努めます。
- ◇家庭・地域社会・小学校及び幼稚園との連携を深め、一体となった保育を推進します。
- ◇年度途中入所にともなう保育士の増員及び適正配置に努めるとともに、保育の質を高めるため、研修内容について充実を図ります。

◇保育ニーズの多様化に対応した「多機能保育園」としての充実を図ります。

2 施設の整備拡充

◇保育園や児童館の適正な維持・管理に努めるとともに、老朽化している施設について、改修・整備を実施します。

◇児童センターの新設を検討します。

3 児童健全育成の推進

◇ふれあい・交流・体験の場の提供、育児に関する相談・助言・情報の提供、子育てサークルの育成など、地域の子育て支援の充実を図ります。

◇就労と子育ての両立を支援するため、放課後児童対策の充実を図ります。

◇児童委員による児童・妊産婦の生活や環境状態の把握に努め、また、相談・援助や研修会などをおこないます。

◇児童虐待の防止のため、「心のケア」を可能とする体制整備に努めます。

4 乳幼児医療制度の充実

◇乳幼児医療費支給制度の充実に努めます。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
保育内容等の充実	町	○延長保育・0歳児保育・一時的保育・障害児保育の実施
	町	○開かれた保育園づくりの推進
	町	○家庭・地域社会・小学校・幼稚園との連携強化
	町	○保育士の増員と適正配置
	町	○多機能保育園としての充実
	町	○幼保一元化に向けた調査研究
施設の整備拡充	町	○保育園の施設整備
	町	○児童館の施設整備
	町	○児童センターの新設検討
児童健全育成の推進	町	○地域子育て支援の充実
	町	○放課後児童対策の推進
	町	○児童委員の相談・援助と研修会の開催
	町	○児童虐待の防止に向けた体制整備
乳幼児医療制度の充実	町	○乳幼児医療費支給事業の充実

5 ひとり親福祉

【現況と課題】

社会・経済の変化や生活意識の変化により、ひとり親家庭は増加傾向にありますが、その原因として離婚の増加があげられています。

母子家庭については経済面、父子家庭については児童の養育面の問題が主に生じています。特に若年母子家庭については、生活や職業など多くの問題を抱えているため、相談指導を強化し、ファミリー・サポート・センター事業*の導入、母子寡婦福祉資金制度の充実を図る必要があります。

表 ひとり親家庭の推移

単位：(世帯)

区 分	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)
母子家庭	140	150	174	191	194
父子家庭	19	23	25	26	26

(資料：福祉課)

【基本方針】

□ひとり親家庭の生活の自立・安定を図るため、関係機関と緊密に連携しながら、生活支援、就業支援、子育て環境の整備、相談体制の整備などを推進します。

【施策の方向性】

1 生活支援の充実

- ◇母子家庭の経済的負担を軽くするため、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金の充実を国・県に要請します。
- ◇「母子・父子家庭福祉医療費支給事業」の推進とともに、入学祝金、就職支度金などの充実を図ります。
- ◇ファミリー・サポート・センター事業の導入を図ります。
- ◇母子会の組織強化と健全育成・加入の促進を図ります。
- ◇「ひとり親交流会」などの交流の場を提供します。
- ◇放課後児童対策の充実を図ります。

2 就業支援

- ◇ひとり親の就業を支援するため、相談・助言・情報提供などに努めるとともに、企業・団体などへの協力要請を推進します。

3 子育て環境の整備

- ◇児童館・公園・図書館などの環境整備を推進します。

4 相談体制の整備

- ◇民生委員*・児童委員*・母子福祉推進協力員などの協力を得て、ひとり親家庭に対する相談体制の整備を図ります。
- ◇相談員向けの研究会・研修会を実施します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
生活支援の充実	町	○児童扶養手当・母子寡婦福祉資金の充実要請
	町	○「母子・父子家庭福祉医療費支給事業」等の拡充
	町	○ファミリー・サポート・センター事業の導入
	町	○母子会への加入促進と活性化事業
	町	○「ひとり親家庭交流会」の実施
	町	○放課後児童対策の充実
就業支援	町	○ひとり親の就業支援のための相談体制の充実
	町	○企業・団体等への協力要請
子育て環境の整備	町	○児童館・公園・図書館等の環境整備
相談体制の整備	町	○各主体の連携における相談体制の整備
	町	○相談員向けの研究会・研修会の実施

6 社会保障

【現況と課題】

1 生活保護

本町の生活保護の状況は、県平均よりは低いものの、年々増加傾向にあります。2004年度（平成16年度）では、被保護世帯26世帯、人員30人、保護率1.1%（パーミル）となっています。

今後も、保護の実態と動向を的確に把握するとともに、民生委員*・児童委員*や関係機関との連携を密接にし、経済的な援護に加えて、社会環境の変動に対応した問題解決への援助が強く求められています。

表 保護率の推移

単位：(人,%)

区 分		2000年度 (平成12年度)	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)
被保護	世帯	16	16	19	22	26
	人員	19	17	23	24	30
	保護率	0.7	0.7	0.8	0.9	1.1

(注)保護率は人口1,000人比

(資料：福祉課)

2 戦没者の遺族・戦傷病者などの援護

戦没者の遺族や戦傷病者に対する処遇については、給付内容の改善や対象範囲の拡大など援護対策の充実が図られています。

このような給付の改善については、受給対象者にもれなく伝えられるよう努めていますが、年々対象者が高齢化しており、きめ細かい周知徹底と遺族会など関係団体の指導援助をおこなう必要があります。

3 国民健康保険

国民健康保険は、保険制度の中核として地域医療の確保と住民の健康の保持、増進を図る上で大きく貢献しています。

国においては、制度の長期的安定を図るため一連の改正を実施してきましたが、国民健康保険の加入者に高齢者や低所得者を抱えるその構造的な仕組みに加え、急速な高齢化や医療技術の高度化、医療費の高額化、さらに慢性疾患などの疾病構造の変化などにより、国民健康保険財政を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

このような状況をふまえ、今後は収納率の向上、保険税の平準化、医療費の適正化、保健事業活動の拡充を図るとともに、国民健康保険の体質強化に向けた抜本的な制度改正を、国及び関係機関に強く要請していくことが重要な課題となります。

4 国民年金

本町における2004年度（平成16年度）の国民年金の加入状況は、7,680人（第1号被保険者数5,023人、第3号被保険者数2,629人、任意加入者数は28人）であり、受給者数は4,614人となっています。

高齢化社会の進展にともない、老後の生活を支える国民年金の果たす役割はますます重要になります。しかし、受給者の増加に加え、若年層未加入者の発生や保険料未納者の増大により、年金運営は厳しい状況にあり、年金に対する不安感が広がっています。

今後、制度の周知や普及相談体制の充実に努め、住民一人ひとりの安定した年金受給の確保を図ることが重要です。

5 介護保険

本格的な高齢社会の到来で介護を必要とする高齢者は急速に増加し、介護の問題が老後最大の不安要因となってきています。

介護保険制度* は、こうした問題を解決するために、誰もが直面する介護の問題を社会全体で支え合い、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みをつくろうとするものです。

今後、増大が見込まれる介護費用を、給付と負担の関係を明確にし、第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料と公費によって安定的に賄っていく必要があります。

介護保険制度では、高齢者本人も被保険者として位置づけ、無理のない範囲で保険料や利用料の負担を求めることとされています。また、その保険料率算定は、市町村計画に定める介護サービスの見込量に基づくこととされています。

介護保険制度創設の背景をふまえ、町は介護保険の保険者として、介護を必要とする高齢者が自らの意志に基づき、自立した質の高い生活を送ることができるように社会的支援の確立に努めなければなりません。同時に、介護サービスの必要度を判定する「要介護認定*」の過程では、館林市外五町で共同実施する「介護認定審査会」での合議が重要な役割を果たすため、公正かつ迅速な対応が望まれます。

なお、2005年（平成17年）の介護保険制度の見直しにより、健康増進により要介護状態にならないように配慮する「介護予防」の考え方の導入と、それに関連した「地域包括支援センター*」の設置、介護予防サービスの充実と地域密着型サービスの整備が課題となります。

【基本方針】

- 生活困窮者の生活保障や自立更正を図るため、相談援助活動を強化し、自立更正を支援します。
- 戦没者の遺族などへの援護を引き続き実施し、援護対策の充実に努めます。
- 国民健康保険については、運営の安定化を図るため、国民健康保険税の収納率向上対策や医療費適正化対策及び保健事業活動を推進します。
- 国民年金については、住民の安定した老後のため、年金制度の啓発普及と年金保険料収納対策を強化します。時代に適応した年金制度の改善を国や県に要望します。
- 介護保険については、「すべての人にやさしい町づくり」の推進に向けて、「介護保険事業計画」に基づき、サービス供給基盤の充実や健全財政に努め、安定した制度運営の確立を図ります。
- 高齢者の心身の状況や環境などに応じて、個人の自由な選択に基づいた適切な保健福祉サービスが、多様な事業者や施設などから総合的かつ効率的に提供されるよう、支援体制を整備します。
- 「地域包括支援センター」を拠点に、介護予防などを推進します。

【施策の方向性】

1 生活保護

- ◇民生委員*・児童委員*と密接な連携のもとに要保護世帯の実態を把握し、相談援助活動の強化に努めるとともに、保護制度を適正に実施します。
- ◇民生委員や扶養義務者をはじめ関係機関との連携を強め、効果的な自立更正指導や支援を推進します。

2 戦没者の遺族・戦傷病者などの援護

(1) 戦没者遺族の援護

- ◇援護法の拡大にともなう未処遇者の解消を図るため、広報活動及び相談活動を実施します。
- ◇遺族年金・公務扶助料・特別給付金・特別弔慰金などの援護活動を実施します。
- ◇遺族会の充実強化を図り、戦没者援護対策を促進します。

(2) 戦傷病者の援護

- ◇傷痍軍人の援護活動・相談活動を実施します。
- ◇傷病恩給・傷害年金については、制度の周知徹底を図り、請求指導を推進します。
- ◇軍人恩給については、制度の周知徹底を図り、受給対象者の完全適用に努めます。

3 国民健康保険の健全化

(1) 制度の適正化

- ◇被保険者の的確な把握をおこなうため、世帯構成・所得の状況・生計維持関係から、他の健康保険などとの相互調整を図り、適用の適正化に努めます。
- ◇レセプト点検体制の充実に努めるとともに、保健事業の効果的な内容の充実を推進します。
- ◇連合会がおこなう第三者行為求償事務共同事業*を積極的に活用し、事務の効率化を図ります。

(2) 医療給付の充実

- ◇保険給付率の一元化など、他の医療保険制度との給付の公正化を図ります。
- ◇出産育児一時金や葬祭費については、他制度との均衡を考慮しつつ是正に努めます。

(3) 財政健全化への努力

- ◇国民健康保険税の賦課割合の段階的な改善に努め、適正な課税に努めます。
- ◇国の補助制度について、長期的な財政運営の安定化が図られるよう、補助水準を高める制度改革を要請します。
- ◇収納率向上を図るために、未納者の実態を分析把握し、具体的な徴収計画を立て、費用と負担の均衡を図ります。

4 国民年金制度の充実

(1) 啓発活動の充実

- ◇広報やパンフレットなどを活用して、年金制度の意義や役割の認識を促すとともに、年金制度の信頼の回復と加入者意識の醸成を図ります。
- ◇年金制度の改正などに即応し、適用対象者の完全適応を図るため、相談業務体制の整備充実を図ります。

(2) 収納の向上

- ◇年金未加入者・未納者の個別調査を実施し、無年金者の発生を防止するため、ケースに即した相談指導を実施します。
- ◇口座振替制度や郵便局の自動振込制度の活用・普及に努めるとともに、収納率の向上に努めます。

(3) 制度の改善

- ◇高齢者の所得保障である年金給付額が、経済情勢に適応した額になるよう国・県に要請します。
- ◇給付財源の国庫負担率の改善や事務費用の超過負担解消について関係機関に要請します。

5 介護保険

(1) 円滑な制度運営

- ◇介護サービスの必要度を審査・判定する「要介護認定^{*}」は正確におこなわなければならない、的確な認定調査と公平な認定審査会の実施が望まれます。そのため、認定審査会の委員の確保、近隣市町での公平な判定、認定事務の効率化を目的として共同設置した「館林市外五町介護認定審査会」の拡充に努めます。
- ◇「介護保険運営協議会」を設置し、3年を一期とする「介護保険事業^{*}計画」を定めます。

(2) 高齢者の自立支援

- ◇介護サービスの選択、介護サービス計画（＝ケアプラン）への利用者の意向反映、介護保険事業計画への被保険者の意見反映などを通じ、利用者本位の制度となるよう努めます。
- ◇介護サービスに関する情報が広く被保険者に提供されるよう、広報活動を推進します。
- ◇「地域包括支援センター^{*}」を拠点に、介護予防などを推進します。

(3) 健全財政の確保

- ◇3年間の中期財政運営期間における保険給付の伸び、見込まれる保険料収入、財政運営の状況などの確な把握に努めます。
- ◇給付費の半分は保険料財源で賄われることから、相互扶助の考えに基づく保険料納付についての理解が得られるよう、普及・啓発に努めます。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
生活保護		町 町	○民生委員活動の強化（相談・援助） ○民生委員研修会
戦没者の遺族・戦傷病患者等の援護	戦没者遺族の援護	町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会	○援護法にともなう広報・相談活動 ○遺族会等への支援
	戦傷病患者の援護	町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会	○傷痍軍人への援護・相談活動 ○恩給・年金制度の周知徹底
国民健康保険の健全化	制度の適正化	町 町 町	○被保険者の早期及び的確な把握 ○医療費適正化対策 ○保健事業活動の充実
	医療給付の充実	町	○国民健康保険制度の普及の推進
	財政健全化への努力	町	○国民健康保険税収能率向上対策
国民年金制度の充実	啓発活動の充実	町 町	○パンフレット等による広報活動 ○窓口等による相談・指導業務の強化
	収納の向上	町 町	○20歳到達者の完全把握及び通知送付 ○未適用者、未納者への指導強化による受給権の確保、未納者の実態に応じた免除指導
	制度の改善	町	○国・県に対し給付水準の適正化等の年金制度充実を要望
介護保険	円滑な制度運営	町 町	○介護保険事業計画の策定 ○介護保険運営協議会の活発化
	高齢者の自立支援	町	○介護保険に対する意向調査の実施
		町	○介護保険相談窓口の充実
		町	○保険料と介護給付の収支バランスの適正管理
健全財政の確保	町	○介護費用の安定的な確保に対する普及啓発活動	